

キッチンカー事業者募集！ 「加古川 de Sunset リバー Kitchen」

加古川でキッチンカーを集めた社会実験を開催します！

主催	加古川市
日時	令和5年7月7日（金）午後4時から午後9時まで 令和5年7月8日（土）午前11時から午後9時まで
場所	J R神戸線南の加古川左岸堤防天端（J R加古川駅より徒歩約10分）

内容



	<p>加古川市かわまちづくりの一環として、加古川でキッチンカーを10台程度集めた社会実験を開催するため、キッチンカー事業者を募集します。 昨年度に引き続き2回目の開催となる今回は、夕方（Sunset）から夜までの時間帯で実施します。 ※7月8日（土）は日中から夜まで開催します。</p> <p><社会実験イベント名称> 「加古川 de Sunset リバー kitchen」</p> <p><スケジュール></p> <table border="0"> <tr> <td>・5月 8日（月）</td> <td>キッチンカーの公募開始</td> </tr> <tr> <td>・5月30日（火）16時まで</td> <td>キッチンカーの公募〆切</td> </tr> <tr> <td>・6月 1日（木）～ 7日（水）</td> <td>出店者及び出店日調整</td> </tr> <tr> <td>・6月14日（水）～16日（金）</td> <td>出店者への通知</td> </tr> <tr> <td>・7月 7日（金）～ 7月8日（土）</td> <td>社会実験</td> </tr> </table> <p>たくさんのご応募お待ちしております！ (初めて ・ 恒例 ・ 2回目)</p>	・5月 8日（月）	キッチンカーの公募開始	・5月30日（火）16時まで	キッチンカーの公募〆切	・6月 1日（木）～ 7日（水）	出店者及び出店日調整	・6月14日（水）～16日（金）	出店者への通知	・7月 7日（金）～ 7月8日（土）	社会実験
・5月 8日（月）	キッチンカーの公募開始										
・5月30日（火）16時まで	キッチンカーの公募〆切										
・6月 1日（木）～ 7日（水）	出店者及び出店日調整										
・6月14日（水）～16日（金）	出店者への通知										
・7月 7日（金）～ 7月8日（土）	社会実験										
対象（参加者）	<p>個人事業主又は法人とし、加古川市かわまちづくりに係る社会実験運営者募集要項（以下、「募集要項」という。）に記載の応募資格の要件を満たしている者。 以下、募集要項URL（※5月8日から公表） https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbu/kyoudou/kasenjiki/39293.html</p>										
定員	各実施日にキッチンカー10台										
参加費	対象地の使用料は無料										
申込先・方法	<p>5月30日（火）16時まで、募集要項、第1号様式～第3号様式に必要事項を記載し、以下の方法で市民活動推進課へ提出。 ■電子メール（kyodo@city.kakogawa.lg.jp） ■郵送（加古川市加古川町篠原町21-8カピル21ビル5階 市民活動推進課宛）</p>										
目的・背景 その他	加古川市の目指すかわまちづくりの機運醸成並びに社会実験対象地の集客ポテンシャル及び課題把握を目的として実施します。										
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定（●月●日） ・ 掲載しない										
広報かがわ	●月号に掲載 ・ ●月号に掲載予定 ・ 掲載しない										



加古川市 市民活動推進課（担当：村上・澤中）
☎079-427-9764

加古川市かわまちづくりに係る
社会実験運営者募集要項

S u n s e t

加古川 de リバーKitchen



令和5年5月8日

加古川市

目次

1. 総則	1
1.1. 社会実験の実施目的	1
1.2. 本書の位置づけ	1
1.3. 関係者の定義	1
1.4. 社会実験の対象地	1
1.5. 本事業の概要	3
1.6. 法律・条例上の位置づけ	3
2. 社会実験	3
2.1. 運営者の行う業務	3
2.2. 業務の条件	3
2.3. 運営者の収入	4
2.4. 実施条件	5
2.4.1. 入退場	5
2.4.2. 実施日時	8
2.4.3. イベント名称	8
2.4.4. 利用者に対する配慮	8
2.4.5. 天候による実施内容の変更	9
2.4.6. 費用の負担	9
2.4.7. 法令の遵守及び秘密の保持	9
2.4.8. 協議	9
2.4.9. 損害の賠償	10
2.4.10. 問合せに関する対応	10
3. 市の行う業務等	10
3.1. イベント当日の環境整備	10
3.2. アンケート	10
3.3. 宣伝	10
3.4. 会場の記録	10
4. 募集要項	11
4.1. 応募資格	11
4.2. 応募方法	11
4.3. 運営者及び運営者の実施日選定基準	11
4.4. 募集及び実施までのスケジュール	12
5. 本書に関する問合せ先及び様式の提出先	12

■各種様式

- ・第1号様式 出店申請書
- ・第2号様式 出店希望日
- ・第3号様式 キッチンカーの情報
- ・第4号様式 運営者の報告内容

1. 総則

1.1. 社会実験の実施目的

加古川市かわまちづくり（以下「本事業」という。）に係る社会実験（以下「社会実験」という。）は、加古川市（以下「市」という。）の目指すかわまちづくりの機運醸成並びに社会実験対象地の集客ポテンシャル及び課題把握を目的に実施するものである。

1.2. 本書の位置づけ

本書は、社会実験の運営者（以下「運営者」という。）として、市のかわまちづくり及び社会実験の目的を理解し、キッチンカーによる飲食サービスの提供等を行う者を選定するための要項である。

1.3. 関係者の定義

社会実験の関係者は以下のとおりである。

企画・主催・運営補助 : 加古川市

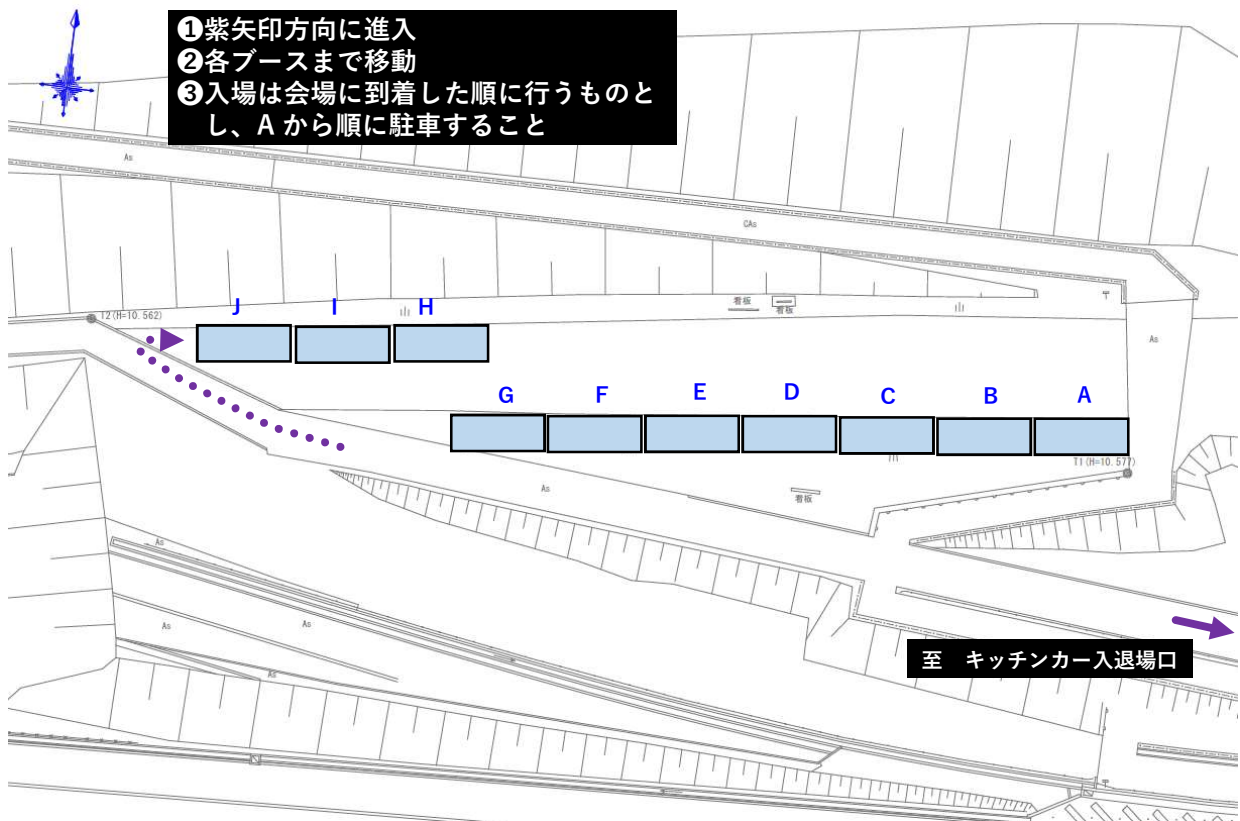
運営者 : 本書に基づき選定された社会実験の実施者

1.4. 社会実験の対象地

社会実験の対象地は加古川左岸のうち、図1の青枠内とし、運営者の出店エリアは図2のとおりである。



図 1：社会実験の対象地



- ブースの条件
- ①ブース内（ロープ等で明示）で看板等のレイアウトを行うこと
 - ②隣接するブースとの離隔は1m程度確保すること
 - ③隣接する店舗と協力し、安全性や利便性に配慮すること
 - ④ブース内にゴミ箱を設置し、出店時間内に生じた廃棄物を適正に収集、処分すること
 - ⑤実施時間中（7/7：16：00～21：00、7/8：11：00～21：00）の途中退場はできない

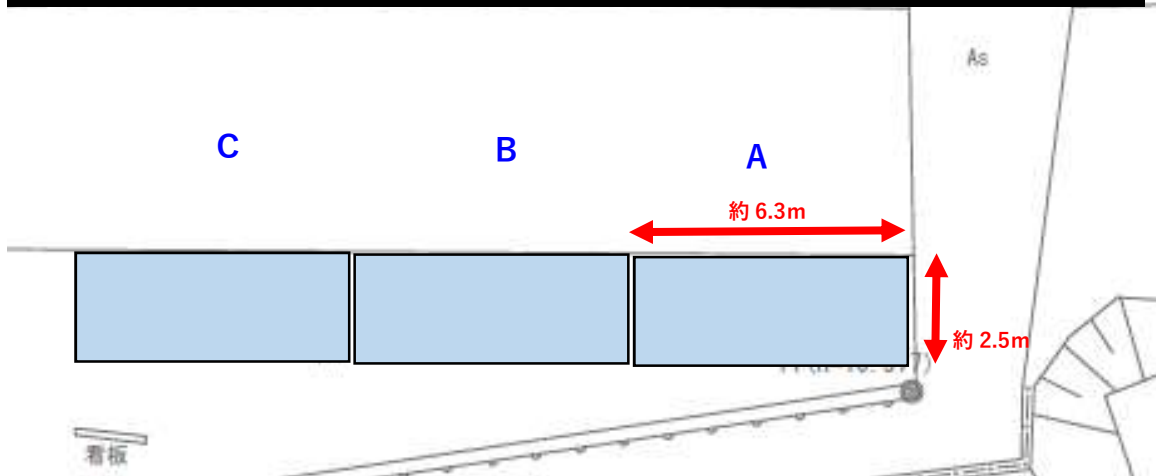


図 2：運営者の出店エリア

1.5. 本事業の概要

本事業はJR加古川駅から歩いて行くことができる一級河川加古川の「かわ空間」と「まち空間」が融合する良好な空間形成を目指す取り組みであり、「ひと」がやすらぎ、「まち」が賑わい、「自然」で憩える”ウェルネス都市加古川”の快適拠点として整備するものである。

1.6. 法律・条例上の位置づけ

社会実験の対象地は河川法（昭和39年法律第167号）第6条に定められる河川区域内であり、河川敷の使用の届出を要する。（市が届出を行う。）

2. 社会実験

2.1. 運営者の行う業務

- ア 提供商品等の企画及びキッチンカーの調達・設置
- イ 提供商品等の料金設定
- ウ 人員の確保（運営者の実施する内容のみ）
- エ 会場設営、撤去、清掃（運営者の実施する範囲のみとし、不可抗力によるものを除く）
- オ 電源等の確保
- カ 商品、サービスの提供
- キ 廃棄物の回収、処分
- ク 広報作成、宣伝
- ケ 必要となる保険の付保
- コ 記録すべき情報の整理及び報告（第4号様式）

2.2. 業務の条件

運営者は業務を行うにあたり以下の条件をすべて満たすこと。なお運営者は業務遂行にあたり業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

- ア 市から通知を受ける運営者番号及び駐車許可証をダッシュボードに外部から見えるよう掲示のうえ、図3に示す入退場口から入場すること。なお、市は入退場時に運営者番号及び駐車許可証の確認を行う。
- イ 入場は入退場口への到着順とし、入場後は図2に示すAから順にキッチンカーを配置すること。配置にあたり、前後の出店者と協力し、安全性及び来場者の利便性に配慮した、魅力的な会場レイアウトとすること。
- ウ キッチンカーの配置等は、図2に示す「ブースの条件」を遵守すること。
- エ 対象地が河川敷に隣接した堤防上であることを踏まえ、利用者がその付近に滞在したくなるような商品・サービスの提供を企画すること。
- オ 社会実験の対象地内は全面禁煙とし、たばこの販売は不可とする。
- カ アルコールの販売は可とする。
- キ 運営者が提供する商品・サービス及び運営者の業務上生じた廃棄物は、会場内にゴミ箱を設置し、適正に回収、処分を行うこと。
- ク ベビーカーや車椅子利用者にも配慮すること。
- ケ 調理等によって火気を使用する場合、また煙が生じる場合は第3号様式にその有無を記

載すること。

- コ 火気の使用や食品衛生等、キッチンカーの出店にあたり必要な手続きは運営者が行い、その指導に従うこと。なお、社会実験の対象地の使用に必要な許可取得等の手続きは市が行う。
- サ 社会実験の実施にあたり、会場の使用料は徴収しないものとする。

2.3. 運営者の収入

運営者の収入は以下のとおりとする。

- ア 社会実験実施期間内に運営者が提供したサービスに対して得られる収入

2.4. 実施条件

2.4.1. 入退場

対象地への入退場は下図のとおりとし、安全管理に努めること。



図 3：対象地への入場路・退場路



図 4：対象地への入場路・退場路（A部）



図 5 : 対象地への入場路・退場路 (B 部)



図 6 : 対象地への入場路・退場路 (C 部)



図 7 : 対象地への入場路・退場路 (D 部)



図 8 : 対象地 (E 部)

2.4.2. 実施日時

社会実験の実施日は、次のとおりとする。

- ① 7月7日（金）
- ② 7月8日（土）

なお、社会実験の実施日において、以下のイベントが実施される予定である。

日時	イベント名	内容
7月7日（金） 午後7時7分	水辺で乾杯	国土交通省をはじめとする官民学で構成されたミズベリング・プロジェクトが2015年から始めた取り組みであり、川の日である7月7日午後7時7分に水辺で全国一斉に乾杯するイベント。

社会実験の実施時間は以下のとおりとする。なお、実施時間中、会場から途中退場はできないものとする。

- ① 7月7日

ア 開始時刻：午後4時00分

- ・15分前には設営を完了し、午後4時00分から開始すること。
- ・入場ゲートの開門時間は、午後3時15分から午後3時45分までとする。

イ 終了時刻：午後9時00分

- ・原則午後9時00分とし、午後9時30分までに退場又は退場準備を完了すること。
- ・ラストオーダーは午後8時30分とする。
- ・退場ゲートの開門時間は、午後9時00分から午後9時30分までとする。

- ② 7月8日

ア 開始時刻：午前11時00分

- ・15分前には設営を完了し、午前11時00分から開始すること。
- ・入場ゲートの開門時間は、午前10時15分から午前10時45分までとする。

イ 終了時刻：午後9時00分

- ・原則午後9時00分とし、午後9時30分までに退場又は退場準備を完了すること。
- ・ラストオーダーは午後8時30分とする。
- ・退場ゲートの開門時間は、午後9時00分から午後9時30分までとする。

2.4.3. イベント名称

イベント名称は、「加古川 de Sunset リバー Kitchen」とする。

2.4.4. 利用者に対する配慮

運営者は社会実験を実施するにあたり、自身が運営するキッチンカーを利用する者に対し十分な安全対策を行うこと。

2.4.5. 天候による実施内容の変更

社会実験は屋外を会場とするため、天候によって以下の判断基準により実施内容を変更する。

(1) 晴天・曇天

前日までに実施日が晴天又は曇天等、雨風による被害が想定されないと市が判断した場合、社会実験を行う。

(2) 小雨、雨天時

前日までに実施日が雨天と予想され、雨風による被害が想定される場合、市が実施の判断を行う。

(3) 荒天・強風時

(1) のとおり実施したものの、実施日において荒天となった場合、各運営者判断で中断とし、利用者及び運営者の安全を第一に行動するものとする。安全確保後、市は中止判断を行う。

なお、気象庁より以下の警報が発令された場合、運営者は直ちに社会実験を中止し、安全確保のうえ、避難等適切な行動をとること。

- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・大雨警報
- ・洪水警報
- ・暴風警報

2.4.6. 費用の負担

社会実験の実施に伴う必要な経費は、本書に記載の無いものであっても原則として運営者の負担とする。また、社会実験の中止・中断した場合の経費及び売上の補填は行わない。

2.4.7. 法令の遵守及び秘密の保持

運営者は社会実験の実施にあたり、関連する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。特に食品営業許可等、必要な手続き等がある場合は遅延なく行うこと。また、火気を使用する場合は社会実験実施内容について事前に所轄消防署に相談すること。

また、運営者は、社会実験の実施上、知り得た秘密・個人情報等を他の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。

2.4.8. 協議

ア 社会実験を適正かつ円滑に実施するため、運営者は各々の業務について市と常に密接な連絡に努め、本書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と運営者との協議の上、市の指示に従い業務を遂行すること。

イ 市において必要と認めるときは、社会実験内容の変更や中止をすることがある。この場合の変更について、本書に明記されていない場合は市と運営者との協議により定めるものとする。

ウ 運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるとき、市は運営者に対してその理由を明確にし、必要な処置をとることを請求することができるものとする。

2.4.9. 損害の賠償

社会実験の実施中に運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内において、運営者が市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに市にその状況及びその内容を書面にて報告し、すべて運営者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

2.4.10. 問合せに関する対応

ア 社会実験の実施前、実施中、実施後において、運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内に関する問合せは運営者が対応するものとする。

イ 社会実験の実施前、実施中、実施後において、運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲外であり、社会実験そのものに関する問合せ及び苦情等は市が対応するものとし、運営者は一切の責任を負わないものとする。

3. 市の行う業務等

3.1. イベント当日の環境整備

市は、イベント実施日に対象地横の河川敷に夜でも飲食できる設備（机・椅子・照明等）や仮設トイレを設置する。（想定は図3のとおり）

3.2. アンケート

市は、社会実験の満足度や対象地に関する意見聴取を目的として、利用者に対しアンケートを実施する。アンケートはQRコードを活用したものを予定しており、詳細は運営者の決定通知の際に、運営者へ情報提供を行う。アンケートの実施にあたり、運営者は利用者へ回答への協力を依頼するなど、市に協力すること。

3.3. 宣伝

市は、運営者が確定した後、河川敷で実施する各種イベントや市の広報において、社会実験の宣伝を行う。宣伝情報の作成にあたり、運営者は市に必要情報を提供するなど、協力すること。

3.4. 会場の記録

市は、社会実験の様子を写真にて記録を行う。なお、市は社会実験の実施結果の公表にあたって写真のモザイク等の処理は行わず写真を活用する。運営者は写真の活用について承諾のうえ、社会実験に応募すること。

4. 募集要項

4.1. 応募資格

社会実験に応募できる者は個人事業主又は法人とし、以下要件を満たしていることを誓約できる者とする。なお、市は、必要に応じて応募者の応募資格について確認を行う。確認の結果、応募資格を満たしていないことが認められた場合、市は当該応募者を運営者として選定しないものとする。

- ア 本書に示す各種条件を遵守できる者であること。
- イ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可を有しており、会場施設の設置に際し、必要な営業許可を受けられる見込みがある者であること。
- ウ 食品衛生法及び他の食品の営業に関する法律に基づく処分等を過去 3 年間受けていない者であること。
- エ 暴力団もしくは暴力団員でないこと。またその統制のもとにないこと。

※応募資格エに関して、市は応募者及び従事者の情報を警察に照会する場合がある。

4.2. 応募方法

出店を希望する者は第 1 号様式～第 3 号様式に必要事項を記載のうえ、本書に示す提出先に期限までに提出すること。なお、出店希望者多数の場合は、提供する商品・サービスの重複を避け、市が出店者及び出店日を選定のうえ、該当者に通知する。なお、運営者は市の指定する日時までに必要事項を記載し、市に提出すること。

4.3. 運営者及び運営者の実施日選定基準

市は以下の考え方にに基づき、運営者を選定する。応募者は、応募者の希望のとおり出店できないことについて承諾のうえ、応募すること。

- ① 第 3 号様式を比較し、キッチンカーの構成として相対的に魅力的な内容を優先して選定する。
- ② キッチンカーの構成や提供サービスの重複を避け、これらの内容のバランスを重視し、選定する。

4.4. 募集及び実施までのスケジュール

運営者の募集及び社会実験実施までのスケジュールは下表のとおりである。

時期	内容
令和5年5月8日（月）～	運営者募集開始
令和5年5月30日（火）16時まで	運営者募集締め切り
令和5年6月1日（木）～7日（水）	出店者及び出店日調整期間
令和5年6月14日（水）～16日（金）	出店者及び出店日の通知
令和5年7月7日（金）	社会実験初日
令和5年7月8日（土）	社会実験2日目
令和5年7月31日（月）12時まで	第4号様式提出締め切り

5. 本書に関する問合せ先及び様式の提出先

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 部署名：加古川市 市民活動推進課・ 電話：079-427-9764・ メールアドレス：kyodo@city.kakogawa.lg.jp |
|--|

加古川市かわまちづくりに係る社会実験
出店申請書

あて先 加古川市長

企業名又は個人事業主

所在地 :

商号 :

代表者氏名 :

令和5年5月8日に公表された「加古川市かわまちづくりに係る社会実験」について、出店を希望します。

なお、以下に記す応募者は、加古川市かわまちづくりに係る社会実験運営者募集要項に規定される各種条件を遵守し、応募資格を満たしていることを誓約します。

■応募者

整理 No.	応募者の情報	
1	商号	
	所在地	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

■従事者一覧

整理 No.	従事者の情報	
	氏名	生年月日
1		
2		
3		

※日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。複数ページにわたっても可とします。

加古川市かわまちづくりに係る社会実験
出店希望日

あて先 加古川市長

企業名又は個人事業主

所在地 :

商号 :

代表者氏名 :

令和5年5月8日に公表された「加古川市かわまちづくりに係る社会実験」について、加古川市かわまちづくりに係る社会実験運営者募集要項を承諾のうえ、以下の実施日において出店を希望します。

■応募者出店希望日

整理 No.	主な提供商品等	商品の価格 (円:税込)	7月	
			7 金	8 土
1				
2				
3				

※希望する日に●を入力してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。複数ページにわたっても可とします。

■記入例①: 複数の商品を提供する場合

整理 No.	主な提供商品等	商品の価格 (円:税込)	7月	
			7 金	8 土
1	からあげ	300	●	●
2	ビール	500	●	●
3	餃子	400	●	

加古川市かわまちづくりに係る社会実験 出店者の報告内容

あて先 加古川市長

企業名又は個人事業主

所在地 :

商号 :

代表者氏名 :

令和5年5月8日に公表された「加古川市かわまちづくりに係る社会実験」について、加古川市かわまちづくりに係る社会実験運営者募集要項に基づき、以下の実施結果を報告します。

■運営者及び出店日

項目	内容
運営者名	
出店日	7月7日
購入者数	

※運営者名は第1号様式における応募者名を記載すること

※購入者数は、複数の商品を一人が購入した場合は一人としてカウントする等、商品を提供した人数をカウントすること

■収入

項目	内容	内容	内容
提供商品			
価格(円:税込)		別添の Microsoft Excel データを 活用し、作成すること	
販売数量			
売上(円:税込)	0	0	0

※収入は提供した商品毎に記載すること

■支出

費目	支出金額 (円:税込)
人件費	
食材費	
光熱水費	
燃料費	
交通費	
その他経費	
計	0

※支出は出店日における支出を記載すること。

※上記の内容は、出店日毎に作成し、市に提出してください。

※本書及び別添の Excel データを市に提出してください。

※支出は作成にあたり、費用案分等によって簡易に作成することは可とします。